

「郵政民営化情報システム検討会議報告」について

- 1 標記報告は、システム検討会議の検討の結果として、そのメンバーの方々が、「暫定対応」により生じうる様々な事態も含め、システムの専門家の立場から責任を持って取りまとめたものと承知している。

また、仮にシステムの「暫定対応」により生じるリスクが結果として実現した場合、郵政公社の責めに帰すべき場合は別として、これを請け負ったシステム会社により損害賠償が適切に行われるべきことは当然のことと考える。

- 2 現実の問題としては、経営の観点が大切であり、民営化後の業務が円滑に行われ、利用者に迷惑をかけることのないよう、新会社の経営陣がしっかりとした経営を行える形になっていることが大切である。

政府としては、2007年4月までに可能な「暫定的なシステム対応」により民営化・分社化を行う場合、様々なリスクが生じることを認識した上で、

暫定対応に必要な業務要件に関連する制度内容（法令等）を、早期に固めて郵政公社に提示し、開発期間を確保する

暫定対応をとることにより新会社の業務運営が当局の規制等をクリアできなくなる場合は、必要な対応を行う

など、リスクを最小限に抑えるために、制度設計や実際の制度運用において、十分な対応を行っていくことが必要と考える。

- 3 郵政民営化推進本部のメンバーが上記2の対応を適切に行うよう配意することとし、「郵政民営化情報システム検討会議報告」を了承することとしたい。

平成17年1月7日

総務大臣 麻生 太郎